

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	北之庄町 (北之庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者が引き受けている農地について、将来に向けて現状維持していく予定だが、高齢な認定農業者(担い手)の後継者において維持されるかは不確定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻及び小麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
・併せて、新規作物の野菜等を導入し、新たな地域の特産の生産を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積、集約を進め、団地面積の拡大を農地バンク(農地中間管理機構)を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画化、汎用化等は非常に困難である。とりわけ他の地区の耕作者との交流には、市町村及びJAが相談から連携まで切れ目無いサポートが必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②一部の法人の稲作については、有機肥料100%で殺虫、殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培を行う。
 ⑧適宜、老朽化している用水路の補修や農道の補修などを行う。